

令和 3 年舟形町議会  
第 2 回臨時会会議録

舟形町議会

## 令和3年舟形町議会第2回臨時会会議録

招集年月日 令和3年4月27日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 5月1日 午前10時00分

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和3年5月1日（土曜日）

第2回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和3年舟形町議会第2回臨時会

令和3年5月1日（土）

---

出席委員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

---

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副町長	菅原正春	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	須貝孝子	総務課財政主査	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	デジタルファースト推進室長	沼澤 一 征
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	沼澤伸一	教育課課長補佐	豊岡 将 志
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬 広 志
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 任 伊藤 優

---

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議員派遣の報告

- 日程第 5 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告
- 日程第 6 議長の辞職
- 追加1日程第 1 議長の選挙
- 日程第 7 副議長の辞職
- 追加2日程第 1 副議長の選挙
- 追加3日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 8 各常任委員会委員の選任
- 日程第 9 議会運営委員会委員の選任
- 日程第10 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 町長挨拶
- 日程第12 承認第 1号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について
- 日程第13 承認第 2号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計勘定補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第14 承認第 3号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第15 報告第 2号 舟形町福祉避難所建設工事請負契約の変更についての専決処分の報告について
- 日程第16 報告第 3号 舟形町防災拠点施設建設工事請負契約の変更についての専決処分の報告について
- 日程第17 報告第 4号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第18 報告第 5号 令和2年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第19 議案第26号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第27号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について
- 日程第21 議案第28号 舟形町監査委員の選任
- 日程第22 発議第 3号 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置
- 追加4日程第 1 各常任委員会の閉会中の継続調査中申出の件
- 追加4日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出の件
- 追加4日程第 3 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の閉会中の継続調査の申出の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時10分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから令和3年第2回臨時会を開会いたします。  
直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。1番叶内昌樹議員、5番石山和春議員の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いします。

**6番** それでは私から本日開催されました議会運営委員会において、第2回臨時会の会期について協議しましたのでご報告いたします。令和3年舟形町議会第2回臨時会の会期は本日1日限りとすることとしましたので、ご報告いたします。

**議長** お諮りいたします。本臨時会の会期は、奥山議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告

**議長** 日程第5 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告を議題といたします。奥山謙三舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長より報告を求めます。

**6番** 令和3年5月1日、舟形町議会議長八鍬 太殿。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長奥山謙三。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり

り報告します。

#### 1、調査事件。

新型コロナウイルス感染症の影響から町民の安心・安全を確保し、一層の感染予防対策と町民生活及び地域経済に及ぼす影響の軽減のため、必要とされる取組を調査するとともに、国県町の施策に対して提案・要望を必要に応じて行っていく。

#### 2、経過。

議会として新型コロナウイルス感染症対策について、積極的に関わっていく必要性があるという意見が議員からあり、感染症についての情報収集や国県町の施策に対して提案、要望を行っていくために特別委員会を設置いたしました。

特別委員会設置後は、委員会で協議検討を重ね、町に事業の提案を行うなどの活動をしてきております。

委員会設置期間。令和2年6月11日から令和3年4月30日。

委員会の構成。議長を除く9人の議員で構成しておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

#### 3、委員会開催経過。

特別委員会の開催。

令和2年6月11日。舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置。第1回特別委員会開催。委員長、副委員長の互選、今後の取組。

7月7日。第2回特別委員会開催。もがみ中央農業協同組合の要望について。所管事務調査の詳細について。地方創生臨時交付金2次補正分について担当課より説明。

7月15日。第3回特別委員会開催。有限会社舟形マッシュルームの現状について。地方創生臨時交付金について。

7月31日。第4回特別委員会開催。地方創生臨時交付金の事業案について。

8月12日。事業要望案の提出。地方創生臨時交付金に係る議会の事業要望案を町長に提出。

9月3日。第5回特別委員会開催。地方創生臨時交付金事業案について。

9月10日。第6回特別委員会開催。地方創生臨時交付金の事業案について。

9月15日。第7回特別委員会開催。地方創生臨時交付金事業案について執行部の説明及び意見交換。

令和3年2月1日。第8回特別委員会開催。新型コロナウイルス感染症対策の現状について執行部の説明及び意見交換。地方創生臨時交付金事業の実施状況について。誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について。

4月26日。第9回特別委員会開催。総括。

#### 4、調査検討事項。

(1) もがみ中央農業協同組合の要望内容について。

もがみ中央農業協同組合より、町への要請書の内容について農家への影響と今後の動向、また農協の取組及び独自の支援策についての説明を受けました。

(2) 有限会社舟形マッシュルームの現状について。新型コロナウイルス感染症による生産、販売等の影響と対応状況並びに今後の動向について説明を受けました。

(3) 地方創生臨時交付金の事業内容について。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次補正分について、担当課より事業内容及びスケジュールについて説明を受けました。

(4) 事業要望案の提出、成果。

上記の説明及び資料新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事例集を参考に、各委員より事業の提案を受け、協議、集約を行い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次補正分に係る事業案を町執行部へ提出しました。

以下、提案し、実施された事業。

公共施設Wi-Fi環境整備事業。農作業受託推進協力交付金事業。地区公民館新型コロナウイルス感染症対策設備整備補助金事業。元気にくらしましょう品券事業。

(5) 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について。新型コロナウイルス感染症が拡大していることに鑑み、感染者やその家族、学校や勤務先等への誹謗中傷等の根絶を目指すとともに、これらの諸課題に全力を挙げて取り組み、ともに支え合いながら町民の皆さんとこの困難を乗り越えていくため、令和3年第1回臨時会に提案し、決議しました。

(6) その他。今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から地方創生臨時交付金の3次補正分に係る調査などを行い、引き続き議会として調査や提案、要望を継続して行う必要がある。

以上です。

**議長** ただいまの舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告を、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告は、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第6 議長の辞職

**議長** 日程第6 議長の辞職について議題といたします。

お諮りいたします。この議案は、私の一身上の関する事件でありますので、一時退場をいたします。

地方自治体法第106条の規定により、議長の職務を副議長に代わって行っていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、副議長に行ってくださいことに決定をいたしました。

それでは、副議長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時23分 再開

**副議長** 暫時の間議長の職務を行いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

早速でございますが、議長の辞職願が提出されておりますので、事務局長より朗読させます。

**事務局長** 朗読いたします。

辞職願。

今般、一身上の都合により、舟形町議会議長の職を辞したいので地方自治法第108条の規定により議会の許可を得られるようお取り計らい願います。

令和3年5月1日、舟形町議会副議長齋藤好彦殿。

舟形町議会議長八鍬 太。

以上です。

**副議長** お諮りいたします。八鍬 太君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長** 異議なしと認めます。よって、議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで八鍬 太議員の入場を許可します。

(八鍬 太議員 入場)

八鍬 太君に申し上げます。

あなたが退場中、議長の辞職願が許可されましたので、申し伝えます。

ここで、暫時休憩します。資料の配付をします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時26分 再開

**副議長** 会議を再開いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りします。お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長** 異議なしと認めます。したがって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

---

### 追加1日程第1 議長の選挙

**副議長** 追加1、日程第1 議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。議場の出入口を閉めます。よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番叶内昌樹君、2番荒澤広光君を指名いたします。

次に、投票用紙を配付させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名で行います。

暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

---

午前10時40分 再開

**副議長** 改めまして議事を再開いたします。

追加1、日程第1 議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。議場の出入口を閉じます。お願ひします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番叶内昌樹君、2番荒澤広光君を指名いたします。

次に、投票用紙を配付させます。念のため申し上げます、投票は単記無記名で行います。投票用紙をお願ひします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。皆さんよろしいですか。

次に、投票箱を点検いたします。事務局お願ひします。投票箱に異状はございませんか。声がないければ異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票をお願ひいたします。点呼

をお願いします。

**事務局長** それでは、投票順にお呼びいたします。1番叶内昌樹議員、2番荒澤広光議員、3番伊藤欽一議員、4番小国浩文議員、5番石山和春議員、6番奥山謙三議員、7番佐藤広幸議員、8番叶内富夫議員、10番八湊 太議員、9番斎藤好彦議員は議長席で投票をお願いします。

**副議長** 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**副議長** 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人叶内昌樹君、荒澤広光君の立会いをお願いします。演壇までお願いします。それでは、事務局をお願いします。立会人ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。うち有効投票10票。無効投票数ゼロです。有効得票数、八湊 太君10票。以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は3票です。よって、有効投票数最多数の八湊 太君が議長に当選されました。ここで議場の出入り口を開きます。お願いします。

ただいま議長に当選されました八湊 太君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

八湊 太君は、議長席で当選の承諾及び就任のご挨拶をお願いします。

以上をもちまして、議長職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

**議長** ただいまは、全議員の皆様からご信任をいただきまして、改めまして議長の重責を担わせていただくことになりました。心から感謝を申し上げます。感激とともに決意を新たにすることがございます。

皆様ご承知のように、今新型コロナウイルスの感染症蔓延ということで、これまでの生活概念が本当に一変するような状況になっております。議会としても、こうした状況の中に対応するような新しい議会づくりが必要であると考えているところでございます。今後とも皆様のご指導、ご協力をいただきながら、町民の皆さんの負託に応えるような議会づくりを目指してまいりたいと思います。改めて、今後の議会の活性化、議会改革に向けて取り組んでいきたいと思っております。皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。(拍手)

---

## 日程第7 副議長の辞職

**議長** 日程第7 副議長の辞職についてを議題といたします。

この案件は議員の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、斎藤好彦君の一時退場を求めます。

(斎藤好彦議員 退場)

副議長の辞職願が提出されておりますので、議会事務局より朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

辞職願。

今般、一身上の都合により舟形町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可を得られるようお取り計らい願います。

令和3年5月1日、舟形町議会議長八楸 太殿。

舟形町議会副議長斎藤好彦。

以上です。

議長 お諮りいたします。斎藤好彦君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、斎藤好彦君の辞職を許可することに決定いたしました。

斎藤好彦君の入場を許可いたします。

(斎藤好彦議員 入場)

斎藤好彦君に申し上げます。あなたの退場中、副議長の辞職願が許可されましたので、申し伝えます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前10時58分 再開

議長 再開いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

---

## 追加2日程第1 副議長の選挙

議長 追加2、日程第1 副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番伊藤欽一君、4番小国浩文議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配付させます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。点呼命じます。

**事務局長** それでは、投票順にお呼びします。1番叶内昌樹議員、2番荒澤広光議員、3番伊藤欽一議員、4番小国浩文議員、5番石山和春議員、6番奥山謙三議員、7番佐藤広幸議員、8番叶内富夫議員、9番斎藤好彦議員、10番八鍬太議員は議長席で投票をお願いします。

**議長** 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。開票立会人伊藤欽一君、小国浩文君の立会いをお願いします。演壇までお越しください。

それでは、開票をお願いします。立会人の皆さん、ご苦労さまでした。

選挙結果を報告いたします。

投票総数10票。うち有効投票10票。無効投票0票です。有効投票中、奥山謙三君6票、佐藤広幸君4票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。よって、有効投票数最多の奥山謙三君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

ただいま副議長に当選された奥山謙三君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

奥山謙三君は、演壇にて当選承諾並びに就任のご挨拶をお願いいたします。

**副議長** ただいま皆様からご指名により副議長という大役を仰せつかりました。誠にありがとうございます。これから先は議長を補佐し、当議会が町民のため、そしてまた舟形町の活性化につながるような対策を講じながらの議会活動を進めていきたいと思っております。まだまだ不慣れな点、ございますので、皆様方からいろいろなご指導をいただきながら、精いっぱい努めていく所存であります。よろしく願い申し上げながら就任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

**議長** それでは、ここで11時30分まで休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時46分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。お手元に配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。したがって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

---

### 追加3日程第1 議席の一部変更指定

**議長** それでは、追加3 日程第1、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項により議席の一部を変更いたします。変更を含め、各議員の指名と議席の番号を議会事務局長に朗読させます。

**事務局長** それでは朗読します。

1番叶内昌樹議員、2番荒澤広光議員、3番伊藤欽一議員、4番小国浩文議員、5番石山和春議員、6番斎藤好彦議員、7番佐藤広幸議員、8番叶内富夫議員、9番奥山謙三議員、10番八鍬 太議員。以上です。

**議長** ただいま朗読したとおり議席の一部変更いたしました。

暫時休憩いたしますので、議席の移動をお願いします。

午前11時47分 休憩

---

午前11時48分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

---

### 日程第8 各常任委員会委員の選任

**議長** 日程第8 各常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名いたします。

お諮りいたします。初めに、総務文教常任委員会委員には荒澤広光君、伊藤欽一君、斎藤好彦君、叶内富夫君、奥山謙三君の5名を指名します。

次に、産業振興常任委員会委員には、叶内昌樹君、小国浩文君、石山和春君、佐藤広幸君、八鍬 太君の5名を指名します。

最後に、議会広報常任委員会委員を指名します。叶内昌樹君、荒澤広光君、伊藤欽一君、小国浩文君、石山和春君の5名を指名します。

以上、3常任委員会委員を指名いたしました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会の委員長、副委員長の互選のため休憩をし、各常任委員会を招集します。

暫時休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

---

午前11時50分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

先ほど、各常任委員会から委員長及び副委員長について報告がありましたので、私から報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長には伊藤欽一君、副委員長には荒澤広光君。

産業振興常任委員会、委員長には佐藤広幸君、副委員長には叶内昌樹君。

議会広報常任委員会、委員長には小国浩文君、副委員長には石山和春君。

以上であります。

---

### 日程第9 議会運営委員会委員の選任

**議長** 日程第9 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条4項の規定により、議長が指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員には、伊藤欽一君、小国浩文君、佐藤広幸君、斎藤好彦君の4名を指名いたします。議会運営委員会の指名をいたしましたか、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員長、副委員長の互選のため休憩をし、議会運営委員会を招集いたします。暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午前11時53分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

先ほど、議会運営委員会から委員長及び副委員長について報告がありましたので、私から報告いたします。

議会運営委員会の委員長には斎藤好彦君、副委員長には佐藤広幸君。

以上であります。

---

### 日程第10 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

**議長** 日程第10 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

最上広域市町村圏事務組合議会は、組合格約第5条第2項の規定により、町村議会の議長と議員の中から選任された1名をもって組織されております。そのため、議長を除く議員の中から1名についての選挙となります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

石山和春君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した石山和春君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、石山和春君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定することにいたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**議長** それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

---

## 日程第11 町長挨拶

**議長** 日程第11 町長挨拶をお受けします。

**町長** 皆さん、こんにちは。

本日、令和3年第2回舟形町議会臨時会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま、本議会におきまして実施されました議長、副議長選挙により当選されました八鍬議長、奥山副議長及び各常任委員会の互選により委員長、副委員長、委員になられました皆様に心からお祝いを申し上げます。今後とも、議員の皆様方には舟形町民の幸せのため、また舟形町発展のためご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます。

私も、子供たちから舟形町に生まれてよかったと言ってもらえる夢のあるまちづくり、第7次総合発展計画の目指す将来像、住んでいる人が誇れる町、わくわく未来舟形の実現に向けて、なお一層職員と一丸となって頑張っていきたいと思います。

また、本日より83歳以上の高齢者のうち、長沢地区の方よりワクチン接種を開始いたします。週2回、木曜日、土曜日に実施し、7月15日までには65歳以上の方の全てのワクチン接種を終わる予定であります。以降、64歳から16歳までの方々についてもワクチン接種を進めてまいりまして、10月初旬までには全て終えたいと考えております。

さて、本臨時会に提案します案件は、令和2年度舟形町一般会計補正予算（第11号）及び令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）、舟形町の税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてと、専決処分の承認が3件、福祉避難所及び防災拠点施設建設工事請負契約の一部変更、損害賠償額の決定及び令和2年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてと、報告が4件、さらにはコロナワクチン接種に関連する令和3年度舟形町一般会計補正予算（第1号）と予算の補正が1件、小型動力ポンプ付消防積載車の取得についてが1件、以上9件でございます。提出いたしました議案について、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

---

## 日程第12 承認第1号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について

**議長** 日程第12 承認第1号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**財政主査** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長** 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

日程第13 承認第2号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）  
の専決処分の承認について

議長 日程第13 承認第2号令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

財政主査（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

日程第14 承認第3号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第14 承認第3号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

**日程第15 報告第2号 舟形町福祉避難所建設工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について**

**議長** 日程第15 報告第2号 福祉避難所建設工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告を議題といたします。提案者の説明を求めます。

**地域整備課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。以上で報告を終わります。ご了承願います。

---

**日程第16 報告第3号 舟形町防災拠点施設建設工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について**

**議長** 日程第16 報告第3号 舟形町防災拠点施設建設工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

**地域整備課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号についても、地方自治法の規定による報告であります。以上で報告を終わります。

---

**日程第17 報告第4号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について**

**議長** 日程第17 報告第4号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

**総務課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**7番** それでは、専決処分したことについては何もあるものではないんですけども、後部座席のガラスが割れてチャイルドシートを破損させたことで、もし万が一子供等が乗っていれば生命に関わる重大な案件だったと思います。これに対して、町はどう対応して、こういう被害が二度と起こらないような対応をするという対策を取ったのか質問します。

**地域整備課長** 大変危険な事故で、人がいればおっしやるとおり危険な事故であったろうと思います。対応としましては、まずは小まめに点検するしかないだろうということで、今後対応していくこととしたところでございます。状況的には、屋根の傾斜面のほうの雪庇ではなく

て脇のほうの雪庇でありまして、さほど大きくなかったということもあったものですから、現場としては見落としてしまった、確認がおろそかであった、このような大きなことになるということが予想できなかったということがありまして、今回このような事故があったことを反省して、今後住宅管理、事故のないようやっていきたいと考えております。以上です。

**7番** 建てたばかりの建物で予想できなかったという面はあろうかと思えます。ですが、やはり本当に子供が乗っていれば大変な事故になっていたわけでありますので、点検をただけではこういった事故は防げないと思えます。実際に、雪庇なりを飛散しないような対策とか、業者に頼みましたという答弁が多いんですけれども、来れなくなったという答弁が多いんですけれども、やはり来れなくなったときの対応をどうするかという一步踏み込んだ対策が必要だと思えますけれども、もう1回、その点お話しされたのかどうか質問いたします。

**地域整備課長** 屋根の改造など、今後起こらないような対策については現時点では検討しておりません。業者にも何かということは指示していないんですけれども、これから今後、今シーズン、冬にかけて落ちないような工夫、何かあればというか、何か検討していきたいと思えます。ただ、現実的に、実際は屋根の形状等、ごく普通の形でもありますし、なかなかハード的な部分での対策というのは難しいのかなとは今の時点では考えております。以上です。

**議長** ほかに質疑ありませんか。

**4番** これ、大変な事故なわけですがけれども、全て地域整備課に全部おんぶにだっこでは、課としても大変だと思うんです。だから、住んでいる方々そこにいらっしゃるわけですから、隣組長とかいろいろ役職もあるわけですから、住んでいる方々も一緒になって危ないときには自分たちでするのではなくて、やはり役場と相談しながらやっていかないと大変なことになると思えますので、住んでいる方々に対してもこれからも啓蒙活動をやっていただきたいと思えます。その辺はどうでしょう。

**地域整備課長** 住んでいる方との連携につきましては、常日頃取っている状況で雪庇の状況など確認しながら、取れるものは住んでいる方で取っていただきたいということをお願いしていたところでございます。

ただ、今回については、屋根勾配、勾配方向ではなく脇のほうの雪庇ということで結構小さいのが落ちてきたという、さらに落ちたところに室外機がありましてということで、住んでいる方も予想できない部分もあったということではございます。そのようなことを踏まえまして、小さなことでも何か危険な状況があれば住民の皆さんと、住んでいる方と連携しながら、こういう事故ないように進めてまいりたいと思えます。以上です。

**4番** 確かに、あそこ子育てなので、子供がいて当たり前のわけですので、やはりその辺ももっと注意を払って、安心安全に生活できるように取り組んでいただきたいと思えます。

**議長** ほかにありませんか。

6番 同じようなことなんです、全協の説明の中でそういう雪庇ができたといいますか、そういう状況なので業者に依頼をしたと、ところが業者は大雪で来れなくて、結果的にこういう事故になってしまったという説明があったんですが、業者に依頼をしたということで、業者側の責任といいますか、過失といいますか、そのあたりの発生はしないのでしょうか。

総務課長 今回の事故に関してですが、地域整備課では屋根の雪庇について除去をしていただくようお願いしていたということなんです、どうしても大雪の関係で都合がつかないということで、処理ができなかった。この状況を踏まえて、担当では注意喚起ということで、入居者の方々について、車を住宅より距離を空けて駐車するようお願いをしており、居住するの方々についても距離を空けて駐車をしていただいたという状況、お互いにしてきたにもかかわらず、予測していないところに雪が落ちてしまった、雪庇が落ちてしまったということで起きた事故でございます。

業者さんについては、損害賠償保険の請求をした段階での判断としましては、業者さんにはその瑕疵というものは発生しない。町が100%という判断でございます。以上です。

6番 今の課長の答弁だと、判断です、町が100%判断ですという判断した基準といいますか。何を言いたいかという、業者にどういう形で依頼をしているのか。業者が毎日見て歩いて、雪庇ができたから取らなくちゃいけない、取ってくださいという契約なのか。何ていいますか、約束とはどういうふうになっているのでしょうか。もし、ちゃんとした毎日見て、少しでも雪庇ができたならこのような、取っていただけるような契約になっているのであれば、向こうがしていないわけだから、向こうに過失があるということになるわけじゃないでしょうか。そのあたりはいかがですか。

総務課長 まず、その施設の屋根の管理について、業者さんに契約をして点検をお願いしているということで契約を結んでいるものではなくて、担当者がその施設の状況であったり入居者の方からの情報に基づいて、町側が業者さんに雪庇の除去をお願いするといった管理上での、町が管理をする上での発生した事故ということでございますので、業者さんについての責任の割合というのは発生しないものという契約になってございます。補足があれば地域整備課長から。

6番 そうしますと、今回事故があった住宅以外にも町所有の住宅、様々ありますけれども、それについても全てそういう形で、業者との契約ははっきりした契約なくて、整備課の方が毎日見て歩いて、これ危ないよというのであれば、業者に連絡して取ってもらうというやり方なんですか。町長、全体的に見て何かあれば。

地域整備課長 雪庇等、屋根の雪庇等につきましては、担当職員が確認した上で判断して業者に依頼するという形を取っておりまして、通年の委託という形ではありません。町長。

町長 ひだまり1、2については私が担当しておりましたのでなんです、やはり建物全体の維

持管理を委託できるほどの財源的余裕がございませんので、1、2のところについては私が屋根に上りまして、雪庇等について住民の通報等からも受けまして、上りまして雪庇を取っていたという状況でございます。そういう状況でありますので、まずは今後、建物の保守点検という部分のところがあるのかもしれませんが、今のところ総合的に建物の雪の除雪まで含めてやっていただけるという契約のものがないものですから、取りあえずは入居者であったり担当者がパトロールしながら、それに基づいて適切な管理することが重要かなと思っております。

また、このような不幸な事故についてはできる限りないようにして、今回一旦車の位置をずらしてもらったんですが、さらにそこでこのような事故が起きてしまったということでもありますので、さらに注意喚起して車の移動をしてもらう際には、もっとその位置よりも移動していただく範囲を大きくして対応していくような方向で、考えさせていただきたいと思っております。

**議長** ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号につきましても地方自治法の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。

---

#### **日程第18 報告第5号 令和2年度舟形町一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書の報告について**

**議長** 日程第18 報告第5号 令和2年度舟形町一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

**総務課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

---

#### **日程第19 議案第26号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について**

**議長** 日程第19 議案第26号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**財政主査** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**7番** それでは、新型コロナウイルス感染対策費ということで、3,550万円ほど補正。私、何人かの高齢者の方から声として承って、今日も駐車場にいたら言われたことを質問しますけれども、会場ここでいいんですかって役場に来る方、いらっしゃいませんか。これ、場所がよく分からないと、何名かから言われています。ですので、今日言われた方にも保育所の向いのほうに行ってくださいと言ったわけですがけれども、ぜひ地図等を、つけていると言うかもしれないですが、やはり高齢者の方が多いということですから、分かりやすい地図を付け加えて、ぜひ会場にすんなりで行ける対策を取っていただきたいと思うわけですが、そういったふうに間違った形で問合せ等来たりとかしていないものかどうか質問いたします。

**総務課長** 85歳以上の方々へのワクチン接種は今日が初めて、初日ということもございまして、こういった問合せが健康福祉課にどれだけ来ているかというところは、私どもで承知している部分は特にないんですけれども、今議員からご提言があったとおり、高齢者の方もいらっしゃるわけですから、新しい施設でのワクチン接種ということもございまして、分かりやすい周知に今後努めていきたいと思っております。

また、これから具体的にワクチン接種の巡回バス等でも高齢者の方々を乗せていくわけですが、一人一人添乗の者が会場まで親切に丁寧にお連れして、無事にお返しするということも含めまして、分かりやすいワクチン接種体制というものを心がけたいと考えています。以上です。

**議長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** まず、収入から1点お伺いします。雑入で26万4,000円計上してございますが、説明を見ますとワクチン接種住所外者接種収入とございますが、もう少し具体的に内容についてお伺いします。

**総務課長** ワクチン接種の費用負担につきましては、原則住民基本台帳がある市町村で負担すべきものとなっております。ただ、これまでもワクチン接種を既に終わらせている施設の従事者であったり、町でいうと保健師であったり、ほかの市町村から舟形町の施設で働いている方もいらっしゃいます。こうした方々について舟形町の委託しているお医者さんでワクチンを接種した場合、舟形町に居住している方以外の方に舟形でワクチンを接種した場合について、国保連合会から町で請求をして雑入にこの負担金というものが入ってくるという仕組みになってございます。この部分が雑入で受けるという金額でございます。

**6番** そうしますと、施設関係ということであれば、もう全て終了しているということで、雑入は今後発生しないということでしょうか。異動で1人、2人来ればまた発生するかもしれませんが、今の段階では今後雑入はそんな大きい金額で動くことはないと考えてよろし

いでしょうか。

**総務課長** 各施設であったり、例えば診療所の職員の方であったり、舟形町以外の方がどれだけ働いているのかということ、あらかじめ予測した金額で予算を計上してございますので、大きく補正が必要というところまではないかと考えてございます。まずは、この範囲の中で執行されるものと見込んでございます。

**6番** 課長、予測をした人数でという話でしたが、もう完了した方の金額なんでしょう。そうじゃない。もう施設の入居者の接種とか、施設に関わる方々の接種というのは終了しているんじゃないですか。

**総務課長** 恐らく、今1回目が終わった段階で、2回目がこれからということでございますので、具体的なところは終わっているという段階はこれから先になると見込んでございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** ワクチンで確認なんですけれども、やはり始まったばかりで情報って結構錯綜していると思うんですけれども、ある人が新庄あたりのかかりつけ、自分がかかっているお医者さんでも打てるんだみたいな話、聞いたものですから、舟形町ではそういうことはないと思うので、町民は全員が舟形町で受けるということによろしいでしょうか。

**総務課長** 原則はそのようで、ワクチン接種が施行されるものということでございます。特例的に先ほど申し上げたとおり、舟形町以外に医療従事者であったり勤務している場合はという特例がございまして、それ以外は舟形町でのワクチン接種になってございます。

**4番** それを聞いて安心しました。やはり、特殊なそこに勤めてどうのこうのというのはまだ分かるんですけれども、一般の町民が新庄にかかりつけがいるから、そっちでも受けられるという間違った情報などないように、周知していただきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 14ページ、2の1の22の右側の説明の中で、2番目のワクチン接種委託料2,126万8,000円計上になってございますが、この委託料というのは接種をされる先生の委託ということで、これは2,100何がしというのはいつまでというのかな、何ていえばいいのかな、全部完了するまでの委託料ということによろしいのでしょうか。

**総務課長** 舟形町の町民の方々が、ワクチン接種2回分ということでの予算の計上となっております。

**6番** そうしますと、全町民2回接種するということで、委託料が2,100万円ということで確定させて、この金額というのは委託先にはどういう形で支払いをされていくんですか。

**総務課長** 実際には、予定されている16歳以上の方々に対する金額を予算化してございます。この中から例えば高齢者の方で、私は受けないという意味表示をされる方も中にはいらっしゃる

ると思います。最大限の予測をした形での予算を計上しているをご理解いただきたいと思  
います。（「どういう形で支払うのか」の声あり）

**総務課長** 実績に応じてワクチン接種をしていただいた医療機関と、舟形町でいうと舟診の武藤先生に委託をしているということと、光生園については主治医の方が東山クリニックと聞いていますので、そちらの医療機関であったり、あとは徳洲苑の方につきましては徳洲苑の園長先生が医師ということもございまして、そちらで接種をしていただける予定となっておりますので、そちらに支払われる予定となっております。以上です。

**6番** そうしますと、少し具体的に言うと16歳以上全町民の方の接種に係る接種料といいますが、お願いする委託料が2,100万円何がして、今答弁ありました東山先生とかされておりますけれども、その方々接種終わった段階で何人終わりましたからこういう請求といいますが、申請といいますが、形分かりませんが、そういう形を受けて2,000何がしから小出しで払っていくという契約、支払い方法なんですか。

**議長** 暫時休憩します。

午後2時26分 休憩

---

午後2時26分 再開

**議長** 再開します。

**総務課長** 月ごとに接種した実績に応じて、請求に対して支払いをするという計画でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**2番** 先週の全協の中でも一部質問したんですけども、コロナワクチンの件です。その全協の後ですけども、83歳以上の高齢の一人暮らし、二人暮らしの方を、5件ほど私の地元の近くですけども、回ってちょっと聞いたんですけども、先週の全協の時点では76.4%の方の申込みがあるという数字だったと思います。実際回ってみると、やはりどうしたらいいか分からないという方がいましたので、その572名の申込みしていない方にですけども、役場側からもう一度、フォローをしていただいたほうがいいのかなと思ったところで、その辺はどうでしょうか。

**総務課長** 今のご意見を担当課にも伝えて、そういった今判断に困っている方、またコロナワクチンの接種そのものを理解できていない方がいらっしゃるものと受け止めましたので、そういったことのないように丁寧な説明をしていただけるように、課長に伝えていきたいと思  
います。以上です。

**2番** その5名の方の1つの家族ですけども、堀内地区なので5月8日で案内が来ているようでした。まだ連絡していないよというお二人でしたので、改めて連絡したところ、やはり混んでしまって6月十何日という回答が来たということで、まずはやれるということで本人

も安心しているようですけれども、そういう困っている方といますか、どうしたらいいのかわからない方がいるようですので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

**町長** その点については、やはり83歳以上ということで先にワクチン接種をするわけですが、必ずしも指定された日だけではなく都合が悪いこともありますでしょうから、取りあえず先ほど申しあげました65歳以上、7月15日までという中で、しっかりと2回接種が終わるようにしていきたいと思っております。

まず、今の段階ではワクチン接種が始まったばかりですので、どういう方がまだワクチン接種の申込みをしていないとかしたとかというものの、国のシステムもあるようでございます。

1回、大体83歳以上の方が長沢、舟形、富長、堀内地区と3つの地区で全て終わりますと、1回目終わっていない方々というのがピックアップされてくると思っております。その方々について、2回目に入る前にしっかりと、健康福祉課では通知をするということになるかと思っておりますので、決して希望をしても受けられないということのないようにだけ、町では準備してワクチン接種を進めてまいりたいと思っております。

**議長** ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第27号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について

**議長** 日程第20 議案第27号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**住民税務課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**4番** これの指名入札何者と落札率を。

**住民税務課長** 3者参加してございます。落札率につきましては97.9%になります。

**議長** 4番議員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。

**2番** 昨年度も2台導入していると思っております。昨年度に関しましては、当初予算が2,005万3,000

円ですか。実際に入ったのは1,740万円、大体そのぐらいだったと思うんですけども、今回のやつは223万9,000円ほど高くなっていますけれども、仕様が違うのかどうなのか教えていただきたいと思います。

**住民税務課長** 令和2年度の購入契約の金額になりますが、1,922万300円になっておりますので、今回と49万1,700円の差がございます。この差につきましては、昨年秋の防災訓練のときにこのポンプを使って訓練いたしました。やはり水利側から流す流量計が必要ということで、今回この2台のほかに7台追加して購入してございます。その1基当たりの購入金額が税抜きで5万円ほどになりますので、おおむねその差額で令和3年度のほうが若干高くなっています。以上です。

**2番** 昨年度も、継ぎポンプがどうのこうのという答弁あったと思うんですけども、今回の7台分の何ていう、オプションていうんですか、何ていうかを追加してこういう金額になったという今の答弁ですかね、もう一度お願いします。

**住民税務課長** 購入している継ぎポンプの購入につきましては、流量計が1台につき1台ついております。このポンプにつきましては、水利側と筒先側の中間に入るポンプでございまして、水利側から流す際に流量計がないと水量が多く流れる場合がありますので、この機能がついていない各部に、おおむね7部程度配置する予定で購入してございます。

**2番** それでは、今の水量計のついたポンプだと、問題なく継ぎポンプが可能だという内容だと思います。逆を返せば、継ぎポンプの水量計のついていない旧型のポンプ車との互換性は、あまりないという認識でよろしいでしょうか。

**住民税務課長** 自動継ぎポンプがついていない、古いという言い方になりますと変ですが、そこから安定した水量を流すために、この水量計をつけるものでありますので、互換性がないというわけではありません。安定した水量を流すために購入するものであります。

**議長** ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時37分 再開

議長 失礼しました。会議を再開いたします。

日程第21 議案第28号 舟形町監査委員の選任

議長 日程第21 議案第28号 舟形町監査委員の選任についての同意を求める件を議題といたします。

ここで、斎藤好彦君の退場を求めます。

(斎藤好彦議員 退場)

議長 提案理由の説明を求めます。

町長 それでは配付されております議案書をご覧ください。

議案第28号 舟形町監査委員の選任について。

次の者を舟形町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第1項の規定により、同意を求める。令和3年5月1日提出、舟形町長。

提案します方につきましては、住所が舟形町富田425番地の5。氏名につきましては、斎藤好彦さんであります。生年月日が昭和27年8月3日、68歳の方でございます。

斎藤さんにつきましては皆さんもご承知のとおり、人格高潔、見識の高い方でありまして、監査委員に最適の方でありますので、皆さんのご同意を賜りますようご提案申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。議案第28号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

斎藤好彦君の入場を許可します。

(斎藤好彦議員 退場)

議長 斎藤好彦君に議案第28号は原案のとおり可決されましたことを報告いたします。

---

## 日程第22 発議第3号 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置

議長 日程第22 発議第3号 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

9番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。発議3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をし、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を招集いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時45分 休憩

---

午後2時56分 再開

議長 再開します。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告願います。

5番 正副委員長の互選結果の報告をいたします。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会で慎重審議した結果、委員長に斎藤好彦君、副委員長に佐藤広幸君と決定いたしました。報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたように、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長に斎藤好彦君、副委員長に佐藤広幸君が選任されました。舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。お手元に配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本日の日程に追加することに決定いたしました。

---

#### 追加4 日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査申出の件

議長 追加4、日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各常任委員長より、会議規則74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 追加4 日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出の件

議長 追加4、日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 追加4 日程第3 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の閉会中の継続調査申出の件

議長 追加4、日程第3 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長より、会議規則74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和3年第2回舟形町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後3時00分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 湊 太

署 名 議 員 叶 内 昌 樹

署 名 議 員 石 山 和 春